

浦添市てだこ浦西駅周辺  
土地区画整理組合



組合だより

第10号

令和8年3月発行

発行：浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合

理事長ご挨拶

向春の候、組合員の皆さまにおかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本組合事業に対し格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本組合事業も11年目に入り、地区内のインフラ整備も進み、前田浦西線沿線では商業施設や飲食店、クリニックビルも開業し、マンション等も計画・着工され、賑わいのあるまちづくりに向けて着実に進んでおります。これもひとえに組合員の皆さま方のご協力があったものだと心より感謝いたしております。

また、このたび、任期満了に伴う役員を選任を行い、理事6名（再任）、監事2名（再任1名、新任1名）が選任され、引き続き理事長を拝命させていただきましたので、事業完了に向け、より一層職責を果たしていきたく存じます。

今後とも《浦添市の東の玄関口として沖縄（アジア）を代表するまちづくり》を実現するため、これまで以上に皆さま方のご協力が必要となります。役員一丸となって事業を進めてまいりますので、組合員の皆さまのより一層のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合  
理事長 又吉 真孝



## － 役員 の 紹 介 －

令和7年12月24日開催の第17回総会において、任期満了に伴う役員の改選があり、理事6名（再任）、監事2名（再任1名、新任1名）が選任されました。

また、令和8年1月14日開催の第3回役員会において、正副理事長の互選、理事の職務分担、代表監事の互選があり、以下のとおり決定いたしましたので、あわせてご報告いたします。

今後事業完了に向け、地権者の皆さま方の協力を得ながら事業完了に向けて職務にまい進する所存ですので、お問合せ等ございましたらお気軽にお声がけ下さい。

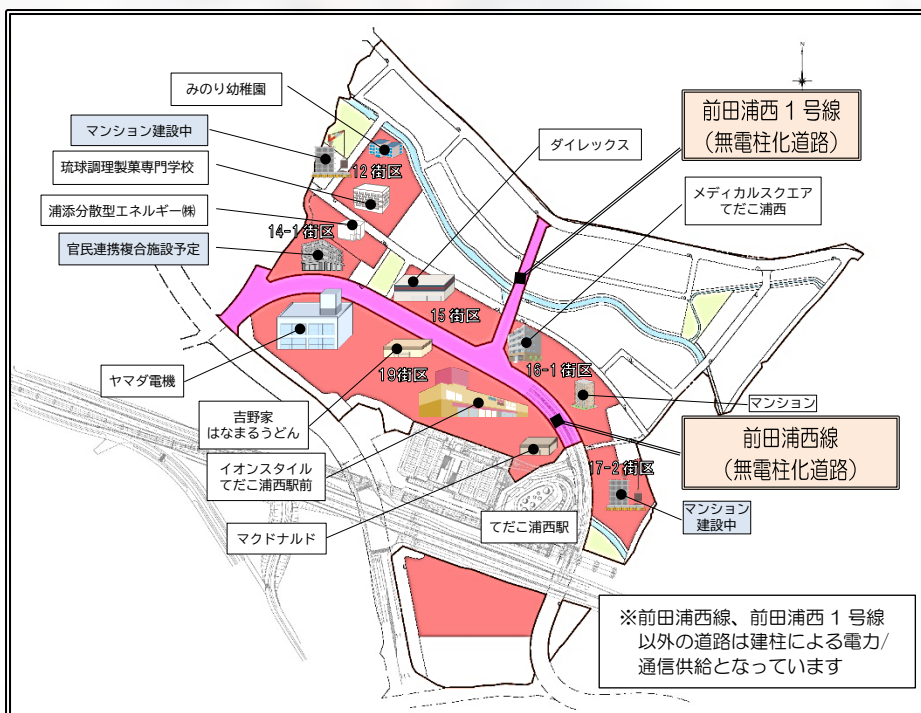
役職名	氏 名	職務分担	備 考
理事長	又吉 眞孝	換地係	(再任)
副理事長	石川 浩	移転補償係・換地係	(再任)
副理事長	金城 登喜子	庶務会計係	(再任)
理事	許田 清	設計工事係	(再任)
理事	比嘉 初正	設計工事係・換地係	(再任)
理事	宮里 巧	移転補償係	(再任)
監事	平敷 太介	代表監事	(新任)
監事	與那城 正幸		(再任)

※浦添市による告示は令和8年1月9日付け



## － てだこ浦西駅周辺地区の状況について －

### 本地区の今後の主な施設建設の予定



#### 【14-1街区】

➤浦添市主導で官民連携の施設建設に向け施設内容を検討中

#### 【その他】

➤マンションが計画されています。

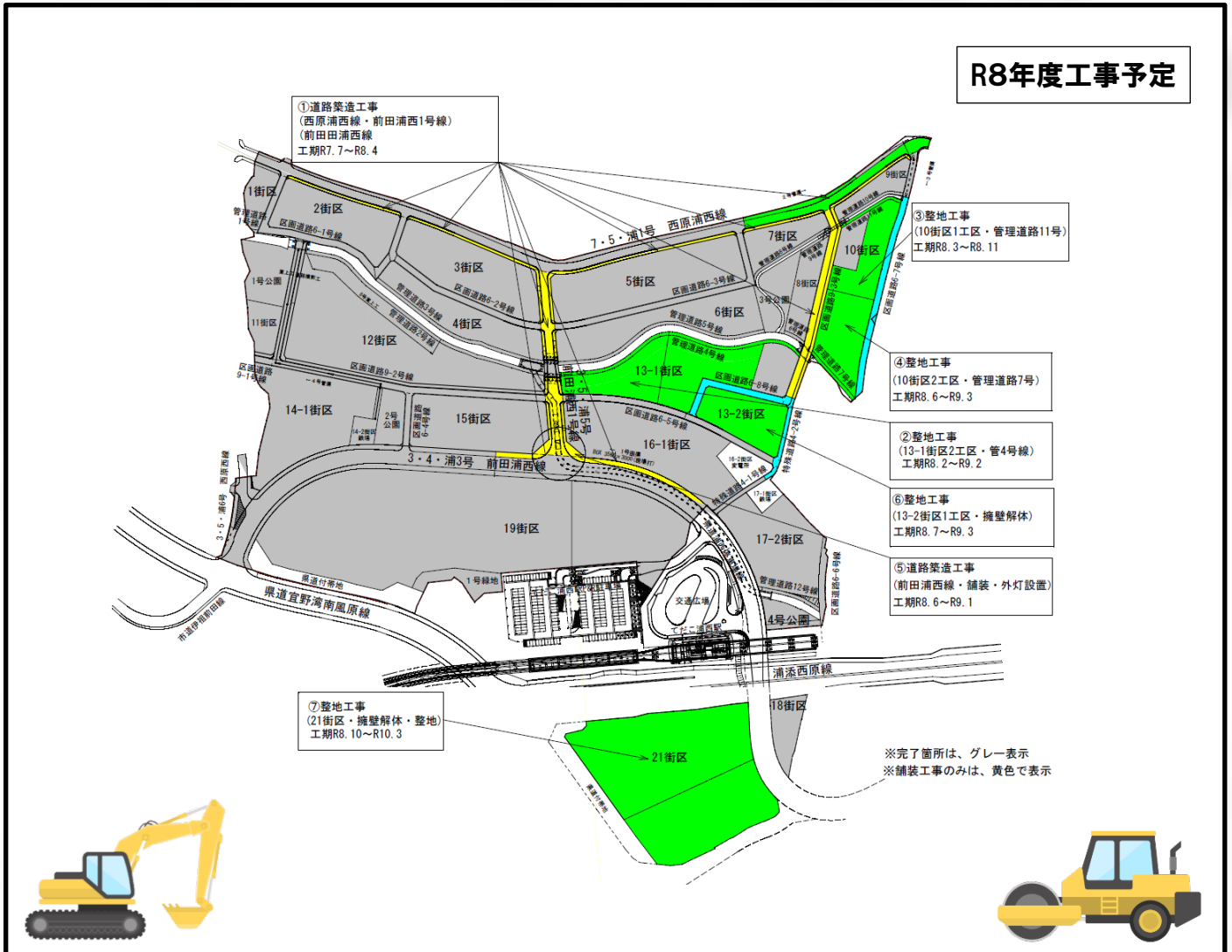




## — 工事予定箇所 —

令和8年度は「R8年度工事予定」のとおり工事を予定しております。

工事施工の際は、安全対策と事故防止に最善の努力をいたしますが、大型の工事車両が頻繁に通行することになりますので、特にお子様が現場に近づかないようご注意ください。皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いします。



## — 保留地販売 —

一般向けの保留地販売を行っています。

詳細については組合ホームページ

<https://www.tedakouranishi.com/>

をご覧ください。組合事務所までお気軽にお問合せ下さい。

QRコードもご利用

ください





## — 組合からののお知らせ —

### ●各種証明書の発行について

仮換地指定がされたことにより、土地の売買や金融機関からの借入等を行う場合にその土地を証明するものとして、以下の証明が必要となる場合があります。

これらの証明については、組合事務所に発行いたしますので、印鑑（認印）をご持参の上申請して下さい。なお、地権者の代理で申請する場合には委任状が必要です。

- 仮換地証明 ⇒ 従前の土地がどのような仮換地になっているかを証明するものです。
- 該当地番証明 ⇒ 指定された仮換地と重なる従前地を示すことで仮換地の位置を証明するものです。
- 保留地証明 ⇒ 保留地の位置、地積等を証明するものです。

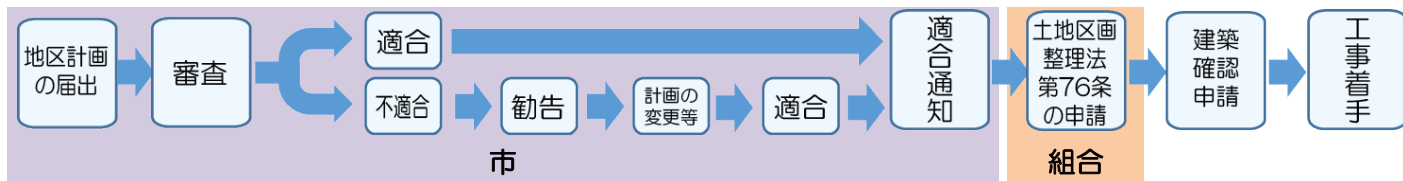
#### 各種証明等手数料

(1) 仮換地証明	1 件につき	300 円
(2) 該当地番証明	1 件につき	300 円
(3) 保留地証明	1 件につき	300 円
(4) その他の証明	1 件につき	300 円
(5) 仮換地案内図 1/2500	1 件につき	100 円
(6) 仮換地図 1/500 A3迄	1 件につき	100 円
(7) 事業計画設計図 1/2500	1 件につき	200 円
(8) コピー（カラー）A3迄	1 件につき	200 円
(9) コピー（白黒）A3迄	1 件につき	100 円

### ●地区内の建築行為等には許可が必要です

建築物その他の工作物の新築、改築や、土地形質の変更等を行う場合は、土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）の許可を得る必要があります。また地区計画に定められたまちづくりのルールを守るため、建築確認申請に先立ち、浦添市にその設計内容などについて地区計画の届出が必要になります。

※詳しくは組合又は浦添市にご相談ください。



### ●土地の権利の異動等の届出について

土地の所有権異動（相続を含む）や分・合筆をされる場合は、仮換地の内容に変更が生じる場合がありますので、事前に組合にご相談ください。なお、手続き完了後は、登記事項証明書等の写しを必ず組合へ提出ください。また、住所変更をされた場合も、住民票の写しを組合へ届出ください。

### ●共有の土地は代表者の届出が必要です

土地区画整理法第130条の規定により、共有名義の土地は、原則として1つの土地として取り扱うため、共有名義の土地をお持ちの方は、その土地の代表者を決めていただき、組合へ届け出てください。（登記名義人が亡くなっていて相続登記の手続きを行っていない方についても同様です）

### ●固定資産税の減免について

従前地と仮換地のどちらも使えない状況になった場合は、固定資産税の減免制度があります。ただし、個人申請が必要になりますので、浦添市（資産税課）へ申請書類を提出して下さい。浦添市が内容を審査します。

※各申請書・届出書はホームページからダウンロードしていただけます

### てだこ浦西駅周辺地区のまちづくりに関する問い合わせ先

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合  
 住所：〒901-2102 浦添市前田2丁目18番15号  
 電話：098-988-4812 FAX：098-988-4813  
<https://www.tedakouranishi.com/>  
 執務時間：8:30~17:15（12:00~13:00は休憩時間）土日、祝日は休務

